

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長 殿

会社名

代表者名 _____ (印)

新たな解体用車両系建設機械運転の実務経験について

今般、新たな解体用車両系建設機械の技能特例講習(第 種)の受講申込みに当たり、
標記について、下記のとおり証明しますので、よろしく取り計らい願います。

- 1 証明対象労働者氏名 氏名 _____
- 2 上記の者が現在所有している資格等(該当するものに○を付すこと。申請時にコピーを添付、受講時に原本を提示すること。)
(1) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
(2) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- 3 上記の者の平成 25 年 7 月 1 日時点での新たな解体用機械の運転業務従事期間
平成 年 月 ~ 平成 年 月 年 ヶ月間
- 4 1の者が運転経験を有する新たな解体用機械の種類(該当するものに○を付すこと)
(1) 鉄骨切断機 (2) コンクリート圧砕機 (3) 解体用つかみ機
- 5 上記の者が従事した解体工事等
(上記4(1)～(3)の機械を使用した解体工事等名及び工事等の期間を記載してください。(合計6か月必要。紙面が足りなければ別紙に記載してください。))

工事名: _____ 工期: 平成 年 月 ~ 平成 年 月

工事名: _____ 工期: 平成 年 月 ~ 平成 年 月

工事名: _____ 工期: 平成 年 月 ~ 平成 年 月

講習実施機関記入欄	受講できる技能特例講習の種類	1	2	3	4
-----------	----------------	---	---	---	---

記入に当たっての注意事項

1 証明対象労働者の新たな解体用車両系建設機械の経験期間について

過去6ヶ月未満の間に新たに雇用したものであって、それ以前の事業場で新たな解体用機械に係る運転経験を有している場合は、前の事業者からの証明書類を添付し、その期間を加えた総計の経過期間を経験期間として差し支えありません。（ただし、前の事業者の証明について、協力が得られない場合は、現在所属している事業者が前の運転経験を証明することでも差し支えありません。）

また、いわゆる一人親方等事業者の方は、自ら証明していただくことになります。

なお、証明する事業者が関係請負人（一人親方を含みます。）である場合は、元方事業者の確認を受けることが望ましいものです。

2 運転経験の考え方について

4の（1）鉄骨切断機、（2）コンクリート圧砕機、（3）つかみ機のそれぞれの運転経験期間のうち最も長いものの経験期間を記載してください。その期間が6ヶ月に満たない場合であって、途中で運転する機械の種類が変わっている場合は、それぞれの機械の運転期間を足して記載してください。

3 運転経験算入対象の機械及び運転経験算入対象の業務について

「解体工事等」にはがれきの処理業務が含まれます。

また、解体工事等に伴って発生した解体物等を自社に持ち帰って、更に解体する業務も含まれます。

ただし、港湾荷役業務でグラップルを用いて荷を積み降ろしする業務、産業廃棄物処理場でグラップルを用いて廃棄物を分別する業務、林業グラップルを用いて木材を移動等をさせる業務は含まれません。